

J D S A 教育登録制度の概要

公益社団法人日本訪問販売協会

1. 「教育計画書」「念書」の作成及び提出

協会が定めた「教育カリキュラム」及び「評価の基準」に準拠して「教育計画書」を作成し「念書」を添えて協会へ提出する。

2. 協会との協議

協会に提出した「教育計画書」の内容について協会と協議を行う。

3. 教育計画書に基づく教育と評価の実施

協会が合意した「教育計画書」に基づいて責任をもって教育と評価を実施する。

4. 登録の届け出

評価が終了したら、合格した販売員を当協会に届け出る。

5. J D S A 認定教育登録証の発行

協会へ届け出た者に対し、それを届け出た会員を通じて「J D S A 認定教育登録証」を発行する。

6. J D S A 認定教育登録証の抹消

登録していた販売員に異動があった場合は、速やかに協会へ届け出る。